

平成23年度島根県公立高等学校入学者選抜  
学力検査実施の基本方針

島根県教育委員会  
松江市教育委員会

1 問題作成

- (1) 学力検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。
- (2) 学力検査問題の作成にあたっては、委員等の人選及び作業の過程について細心の注意を払うこととする。

2 出題方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、しかも、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の方針により出題する。

- (1) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。
- (2) 平成21年度から先行実施している中学校第3学年理科及び、平成22年度から先行実施している中学校第3学年数学の移行措置の内容を出題範囲に含める。
- (3) 単に知識量を問うのみでなく、思考力、判断力、表現力、分析力等を問うことのできる問題を作成する。

3 学力検査の実施

(1) 実施教科

中学校の国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施する。

(2) 実施期日

平成23年3月8日（火）

公立高等学校全日制課程、定時制課程について、一斉に実施する。

(3) 学力検査場

公立高等学校を学力検査場にあてるとともに、その管理は、各高等学校に設ける学力検査実施委員会が担当する。

受検者は第1志望の高等学校で受検する。

ただし、特別な事情により最寄りの学力検査場で受検を希望する者については、最小限の特別措置を図るが、これについては別途指示する。

(4) 実施時間・配点

実施時間は各教科50分とし、配点は1教科100点満点とする。

4 採点

採点場は、別に定める公立高等学校とし、採点者には採点場ごとに設ける学力検査実施委員会の委員をあてる。

5 追検査

原則として実施しない。